

対して、栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。

3 再スクリーニングの実施

介護職員等は、再スクリーニングを6ヶ月毎に実施するとともに、前回実施した際の結果と併せて2に従い介護支援専門員に情報提供等を行うこと。これらを継続的に実施することにより、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の維持・向上に努めることが望ましい。

第六 口腔衛生の管理体制に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式の提示について

I 口腔衛生の管理体制の基本的な考え方

口腔衛生の管理体制とは、介護保険施設及び特定施設においてケアマネジメントの一環として、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）及び異連職種の共同により、口腔衛生に係る課題把握・改善を行い、入所（居）者に適した口腔清掃等を継続的に行うための体制をいう。歯・口腔の健康の保持・増進を図ることは、自立した質の高い生活を営む上で重要であり、介護保険施設における口腔衛生等の管理は、利用者の口腔の健康状態に応じて効率的・効果的な口腔清掃等が行われるだけでなく、摂食嚥下機能の維持・向上、栄養状態の改善等にもつながるものであることに留意すること。

II 口腔衛生の管理体制にかかる実務について

1 口腔衛生の管理体制に係る計画の立案

歯科医師等は、介護保険施設及び特定施設における口腔清掃等の実態の把握、介護職員からの相談等を踏まえ、当該施設の実情に応じ、口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を行うこと。なお、施設の実情を踏まえて、適切に介護職への理解に資すると考えられる場合は、当該助言及び指導について、情報通信機器を用いて実施しても差し支えない。

介護職員は、当該技術的助言及び指導に基づき、別紙様式6-1（介護保険施設または別紙様式6-2（特定施設）を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。

- (1) 助言を行った歯科医師等
- (2) 歯科医師からの助言の要点
- (3) 当該施設における実施目標
- (4) 具体の方策

（5）留意事項・特記事項

実施目標においては、助言及び指導を踏まえて、施設の実情に応じて検討されたい。例えば、口腔清掃の用具の整備、口腔清掃の方法・内容等の見直し、施設職員に対する口腔衛生管理の推進に資する研修会の開催、歯科専門職による入所（居）者の口腔管理等、歯科専門職による食事環境、食形態等の確認又は現在の取組の継続等である。介護職員は、口腔清掃等を含めた施設における課題や疑問等を、適宜、歯科医師等に相談する。歯科医師等は、概ね6ヶ月毎に、施設における口腔清掃の実態、介護職員からの相談等を踏まえ、当該施設の実情に応じた口腔衛生の管理体制に係る計画に関する技術的助言及び指導を行うこと。介護職員は、当該技術的助言・指導を踏まえ、口腔衛生管理体制計画の見直しを行い、口腔衛生の管理体制の充実を図ること。また、必要に応じて、「介護保険施設等における口腔衛生管理の評価と実践」（一般社団法人日本老年歯科医学会）等の関連学会が示す記載等も参考にされたい。

2 入所者の口腔の健康状態の評価

介護保険施設においては、当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者の施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施することとしており、各入所者について、別紙様式6-3を参考に以下の事項等を確認する。ただし、歯科医師等が訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導、または口腔衛生管理加算等により口腔管理を実施している場合は、当該口腔の健康状態の評価に代えることができる。

【口腔の健康状態の評価例】

- (1) 開口の状態
 - (2) 歯の汚れの有無
 - (3) 舌の汚れの有無
 - (4) 齒肉の腫れ、出血の有無
 - (5) 左右両方の奥歯のかみ合わせの状態
 - (6) むせの有無
 - (7) ぶくぶくうがいの状態
 - (8) 食物のため込み、残留の有無
- ただし、(7)及び(8)については、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。(1)から(8)の項目を参考に歯科医師等による口腔内等の確認の必要性について検討する。評価の実施にあたっては第七のⅠ及び「入院（所）中及び在宅等における療養中の

護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式6、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式11、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式6及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式8等により提供する。評価にあたっては、「入院（所）中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和6年3月日本歯科医学会）等の開連学会が示す口腔の評価及び管理に係る記載等も参考にされたい。なお、必要に応じて口腔健康管理に係る研修等も活用し、適切な口腔の健康状態の評価の実施に努めること。介護職員については、事業所の医療従事者に相談する等の対応も検討すること。また、継続的な口腔の健康状態の評価を実施することにより、利用者の口腔の健康状態の向上に努めること。

患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和6年3月日本歯科医学会）等の開連学会が示す記載等も参考にされたい。
歯科医師等による口腔内等の確認の必要性が高い場合、歯・口腔の疾患が疑われる場合及び介護職員による口腔清掃等が困難な場合は各利用者の口腔の健康状態に応じた口腔健康管理が行われるよう、歯科受診の必要性も含めて歯科医師等に相談すること。

第七 口腔連携強化加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について

I 口腔連携強化加算に関する基本的な考え方

口腔連携強化加算は、介護事業所が口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療等について歯科医療機関に相談できる体制を構築するとともに、口腔の健康状態の評価の実施並びに歯科医療機関及びに介護支援専門員への情報提供することを評価したものである。これにより、利用者毎の口腔の健康状態の把握並びに歯科専門職の確認を要する状態の利用者の把握を通じて、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげることが目的である。

II 口腔連携強化加算にかかる実務について

1 口腔の健康状態の評価の実施

介護職員等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅疗養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式6、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設サービス等に係る部分）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式11、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式8等を用いて口腔の健康状態の評価を行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅疗養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介

【口腔の健康状態の評価項目】

項目	評価	評価基準	評価の必要性
1. 開口	1. できる 2. できない	・上下の前歯の間に指2本分（縦）入る程度まで口があかなかい場合（開口量3cm以下）	開口が不十分及び開口拒否等は口の中の観察も困難にするとともに、口腔清掃不良となる要因である。また、開口が不十分においては要因の精査等が必要となる場合がある。
2. 歯の汚れ	1. なし 2. あり	・歯の表面や歯と歯の間に白や黄色の汚れ等がある場合には「2」につける。	歯が汚れている状態は、汚れに含まれる細菌等も含めて付着している状態である。虫歯や歯周病の原因となるだけでなく、汚れを飲み込み肺に到達すると誤嚥性肺炎の原因にもなる。
3. 舌の汚れ	1. なし 2. あり	・舌の表面に白や黄色、茶、黒色の汚れなどがある場合には「2」につける。	舌が汚れている状態は、汚れに含まれる細菌等も含めて付着している状態である。歯の汚れと同じく、汚れを飲み込み肺に到達すると誤嚥性肺炎の原因にもなる。

4. 齒肉の腫れ、出血	1. なし 2. あり	・歯肉が腫れている場合（反対側の同じ部分の歯肉との比較や周囲との比較）や歯磨きや口腔ケアの際に出血する場合は「2」につける。	歯肉の腫れ、出血は歯周病の可能性があり、歯周病は放置すると歯を失う可能性がある。また、糖尿病等の全身疾患との関連性も報告されている。
5. 左右両方の奥歯でしつかりかみこみしめられる	1. できる 2. できない	・本人にしつかりかみしめられないとの認識がある場合または義歯をいれても奥歯がない部分がある場合は「2」につける。	奥歯が無い場合に、食物をかみ砕く能力が低下し、食事形態等に関連があるだけではなく、窒息事故との関連も報告されている。
6. むせ	1. なし 2. あり	・平時や食事時にむせがある場合や明らかに「むせ」はなくとも、食後の痰ががらみ、声の変化、息が荒くなるなどがある場合は「2」につける。	摂食嚥下障害の可能性があり、食事形態等に関連があるだけでなく、入院等との関連も報告されている。唾液や食物などを誤嚥している可能性があり、摂食嚥下機能の精査や訓練等が必要な場合もある。
7. ぶくぶくうがい※1	1. できる 2. できない	・歯磨き後のうがいの際に口に水をためておけない場合や頬を膨らませない場合を左右に動かせない場合は「2」につける。	口の周りの筋肉等の動きと関連しており、食事形態等に関連があるだけでなく、入院等との関連も報告されている。口腔機能の低下の可能性があるとともに、口腔衛生管理とも関連している。
8. 食物のため込み、残留※2	1. なし 2. あり	・食事の際に口の中に食物を飲みますためてしまふ場合や飲み込んだ後に口を開けると食物が一部残っている場合は「2」につける。	摂食嚥下障害等に関連しており、摂食嚥下機能の検査や訓練等が必要な場合もある。
9. その他	自由記載	・歯や粘膜に痛みがある、口の中の乾燥、義歯がすぐに外れる、口の中に薬が残っている等の気になる点があれば記載する。	その他、歯科疾患との関連がある事項や利用者の訴え等も含めて検討する。

※1 現在、歯磨き後のうがいをしている場合に限り実施する。
 ※2 食事の觀察が可能な場合に確認する。

- 2 情報を提供された歯科医療機関における対応
 - 1 通所サービス等における口腔機能向上サービスの提供体制
 - (1) 口腔機能向上サービスの提供体制は、ケアマネジメントの一環として、個々人に最適な実地指導を行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行なうための体制をいう。
 - (2) 事業所は、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員（以下「サービス担当者」という。）と介護職員、生活相談員その他の職種の者等

第八 口腔機能向上加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について

- 1 口腔機能向上サービスの実務等について
 - 1 通所サービス等における口腔機能向上サービスの提供体制
 - (1) 口腔機能向上サービスの提供体制は、ケアマネジメントの一環として、個々人に最適な実地指導を行い、その実務遂行上の機能や方法手順を効率的に行なうための体制をいう。
 - (2) 事業所は、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員（以下「サービス担当者」という。）と介護職員、生活相談員その他の職種の者等

- (以下「関連職種」という。)が共同した口腔機能向上サービスを行なう体制を整備する。
- (3) 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービスに関する手順(口腔の健康状態の評価、口腔機能改善管理指導計画、サービス実施、口腔の健康状態の再評価等)をあらかじめ定める。
- (4) サービス担当者は、利用者に適切な実地指導を効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を行う。
- (5) 事業所は、サービス担当者と関連職種が共同して口腔機能向上サービス体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的なサービス提供内容の改善に努める。

2 口腔機能向上サービスの実務

(1) 口腔の健康状態の評価の実施

サービス担当者は、利用開始時においては、利用者毎に口腔衛生、摂食嚥下機能等に関する解決すべき課題の確認・把握を行う。解決すべき課題の確認・把握の実施にあたっては、別紙様式6-4様式例を参照の上、作成する。

様式例における解決すべき課題の確認・把握に係る項目については、事業所の実状にあわせて項目を追加することは差し支えない。ただし、項目の追加に当たっては、利用者等の過剰な負担となぬよう十分配慮しなければならない。

(2) 口腔機能改善管理指導計画の作成

① サービス担当者は、口腔の健康状態の評価に対しサービス担当者と関連職種が共同して取り組むべき事項等について記載した口腔機能改善管理指導計画を作成する。なお、この作成には、別紙様式6-4の様式例を参照の上、作成することとし、必要に応じて理学療法士、作業療法士、管理事業養士等の助言を参考にする。ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第九十九条若しくは第百十五条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第二十七條、第五十二条、若しくは第百七十九条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第百二十一条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第四十二条において

作成することとされている各計画の中に、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもつて口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。

- ② サービス担当者は、作成了した口腔機能改善管理指導計画について、関連職種と調整を図り、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画にも適切に反映させること。
- ③ 介護予防通所介護又は通所介護において行われる口腔機能向上サービスの場合、サービス担当者は、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施する。しかし、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の主治の歯科医師の指示・指導が必要と判断される場合は、サービス担当者は、主治の歯科医師の指示・指導を受けること。
- ④ 介護予防通所リハビリテーション又は通所リハビリテーションにおいて行われる口腔機能向上サービスの場合、サービス担当者は、医師又は歯科医師の指示・指導が必要であり、利用者の主治の医師又は主治の歯科医師等の指示・指導を受ければならない。
- (3) 利用者又はその家族への説明
サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に際して、口腔機能改善管理指導計画を利用者又はその家族に説明し、口腔機能向上サービスの提供に関する同意を得る。医師又は歯科医師は、サービス担当者への指示・指導が必要な場合、口腔機能改善管理指導計画の実施に当たり、その計画内容、利用者又はその家族の同意を確認する。
- (4) 口腔機能向上サービスの実施
① サービス担当者と関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づいた口腔機能向上サービスの提供を行う。
② サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づいた口腔衛生、摂食嚥下機能等に関する実地指導を実施する。
③ サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に当たっては、それぞれの職種が兼ね備えた専門知識、技術等を用いて実施する。しかし、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の主治の医師又は主治の歯科医師等の指示・指導が必要と考えられる場合、サービス担当者は、主治の医師又は主治の歯科医師等の指示・指導を受けなければならぬ。また、開運職種に対して、口腔機能

- 改善管理指導計画に基づいて個別又は集団に対応した口腔機能向上サービスの提供ができるよう指導及び助言等を行う。
- ④ サービス担当者は、関連職種と共同して口腔機能向上サービスに関するインシデント・アクショント事例等の把握を行う。
- ⑤ サービス担当者は、口腔機能向上サービス提供の主な経過を記録する。記録の内容は、実施日、サービス提供者氏名及び職種、指導の内容（口腔清掃、口腔清掃に関する指導、摂食嚥下等の口腔機能に関する指導、音声・言語機能に関する指導）について記録する。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百五十三条若しくは第百十九条において準用する第十九条若しくは第百八十二条、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第三十七条、第六十一条若しくは第百八十二条において準用する第三条の十八、第九十五条若しくは第百十六条、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第二百二十三条において準用する第四十九条の十三若しくは第二百三十七条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第二十二条に規定するサービスの提供の記録においてサービス担当者が口腔機能向上サービス提供の経過を記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために口腔機能向上サービスの提供の経過を記録する必要はないものとする。
- ⑥ 實施上の問題点の把握
- ① サービス担当者は、口腔機能改善管理指導計画に基づき、利用者の目標の達成状況、口腔衛生、口腔機能の改善状況等を適宜把握する。改善状況に係る記録は、別紙様式6-4様式例を参考の上、作成する。口腔機能改善管理指導計画の変更が必要になる状況が疑われる場合には、口腔機能改善管理指導計画の変更を検討する。
- ② 口腔の健康状態の再評価は、月1回程度を目処に、必要に応じて適宜実施する。再評価の結果、口腔の健康状態に変化がある場合には、口腔機能改善管理指導計画を作成する。
- ③ 再把握の実施
- ④ サービス担当者は、口腔衛生、摂食嚥下機能等に関する問題の把握を3ヶ月毎に実施し、事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等へ情報を提供する。なお、この把握には、別紙様式6-4の様式例を参考の上、作成する。
- ⑤ 介護支援専門員又は介護予防支援事業者等は、情報提供を受け、サービス担当者と連携して、口腔衛生、摂食嚥下機能等に関するサービスにかかわらず、把握を3ヶ月毎に実施する。
- ⑥ 口腔機能向上サービスの継続及び終了時の説明等
- ⑦ サービス担当者は、総合的評価を行い、口腔機能向上サービスの継続又は終了の場合には、その結果を利用者又はその家族に説明するとともに、利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等に継続又は終了の情報を提供し、サービスを継続又は終了する。サービスの継続又は終了については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。
- ⑧ 評価の結果、改善等により終了する場合は、関連職種や居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所との連携を図る。また、評価において医療が必要であると考えられる場合は、主治の医師又は主治の歯科医師、介護支援専門員若しくは介護予防支援事業者並びに関係機関（その他の居宅サービス事業所等）との連携を図る。

- ① サービス担当者は、目標の達成状況、口腔衛生、口腔機能等の目標の達成状況、口腔機能の改善状況等を適宜把握する。改善状況に係る記録は、別紙様式6-4様式例を参考の上、作成する。口腔機能改善管理指導計画の変更の必要性を判断する。口腔の健康状態の再評価の記録は、別紙様式6-4様式例を参考の上、作成する。

リハビリテーション・栄養・口腔に係る実施計画書(通所系)

氏名 :		誕生日 :		性別 :		サービス開始日 :		評価日 :		口座	
生年月日	月日	年	月	日	性別	年	月	日	年	月	日
計画作成者 リハビリテーション()		栄養管理()		男・女		評価日: 年 月 日		評価日: 年 月 日		【誤嚥性肺炎の発症・既往】	
要介護度 □要支援(□1 □2)		□要介護(□1 □2 □3 □4 □5)				□筋力低下 □疼痛 □感覺機能障害 □関節可動域制限 □摂食嚥下障害 □失語症・構音障害 □見当識障害 □記憶障害 □高次脳機能障害 □癡瘍 □BPSD		燃下制限食の必要性 □なし □あり □生活機能低下 3%以上の体重減少 □無 □有(kg/ 月)		□あり(直近の発症年月: 年 月) □なし	
日常生活自立度		認知症高齢者:				【口腔衛生状態の問題】		【口腔機能の状態の問題】			
本人の希望						【心身機能・構造】		【口腔機能の状態の問題】			
身長: () cm 体重: () kg BMI: () kg/m ²		栄養状況() 食事の形態: ()				□筋力低下 □疼痛 □感覺機能障害 □関節可動域制限 □摂食嚥下障害 □失語症・構音障害 □見当識障害 □記憶障害 □高次脳機能障害 □痴瘍 □BPSD		□呉 □歯の汚れ □舌苔 □口腔機能の汚れ □義歯の汚れ □舌苔			
共通		合併症: 脳血管疾患 □骨折 □認調性肺炎 □うつ血性心不全 □四肢浮腫 □静脈炎、食事の形態: () (※上記以外の) □精神疾患 □その他の □がん □うつ病 □認知症 □癡瘍 □嘔気・嘔吐 □下痢 □便秘 □浮腫 □脱水 □栄養 □閉じこもり		【活動】※課題のあるものにチェック 基本動作: □寝返り □起き上がり □座位の保持 □立ち上がり □立位の保持 ADL: BI () 点 □食事 □移乗 □整容 □トイレ動作 □入浴 □歩行 □階段昇降 □更衣 □排便コントロール □排尿コントロール IADL: FAI () 点		【活動】※課題のあるものにチェック 基本動作: □寝返り □起き上がり □座位の保持 ADL: BI () 点 □食事 □移乗 □整容 □トイレ動作 □入浴 □歩行 □階段昇降 □更衣 □排便コントロール □排尿コントロール IADL: FAI () 点		【活動】※課題のあるものにチェック 基本動作: □寝返り □起き上がり □座位の保持 ADL: BI () 点 □食事 □移乗 □整容 □トイレ動作 □入浴 □歩行 □階段昇降 □更衣 □排便コントロール □排尿コントロール IADL: FAI () 点		【活動】※課題のあるものにチェック 基本動作: □寝返り □起き上がり □座位の保持 ADL: BI () 点 □食事 □移乗 □整容 □トイレ動作 □入浴 □歩行 □階段昇降 □更衣 □排便コントロール □排尿コントロール IADL: FAI () 点	
現在の専科受診について:かかりつけ専科医 □あり □なし		現在の専科受診について:かかりつけ専科医 □あり □なし (最終受診年月: 年 月) 口なし		【参加】		【参加】		【参加】		【参加】	
その他の:		(共通) (リハビリテーション・栄養・口腔)				①課題: 介入方法		②課題: 介入方法		③課題: 介入方法	
課題		(上記に加えた課題)				①課題: 介入方法		②課題: 介入方法		③課題: 介入方法	
目標		□歯科疾患(□重変化防止 □改善 □歯科受診) □栄養下等の口腔機能 □維持 □改善() □栄養状態(□維持 □改善()) □誤嚥性肺炎の予防		□口腔衛生(□維持 □改善()) □食形態(□維持 □改善()) □音声・言語機能(□維持 □改善()) □その他()		□口腔清掃() □食事形態の変更() (□常食 □軟食 □嚥下調整食) □栄養補助食品の追加・変更 □その他()		□口腔清掃() □音声・言語機能の予防に関する指導 □誤嚥性肺炎の予防に関する指導 □その他()		□口腔清掃() □音声・言語機能の予防に関する指導 □誤嚥性肺炎の予防に関する指導 □その他()	
方針		(リハビリテーション・栄養・口腔)		短期目標:		長期目標:		実施記録①: 記入日(年 月 日) □口腔清掃 □音声・言語機能の予防に関する指導 □誤嚥性肺炎の予防に関する指導 □その他()		実施記録②: 記入日(年 月 日) □口腔清掃 □音声・言語機能の予防に関する指導 □誤嚥性肺炎の予防に関する指導 □その他()	
実施上の注意事項		注記事項						実施記録③: 記入日(年 月 日) □口腔清掃 □音声・言語機能の予防に関する指導 □誤嚥性肺炎の予防に関する指導 □その他()			
目標		(上記に加えた方針・目標)									
生活指導		生活指導									
終業理由		終業理由									

リハビリテーション・栄養・口腔に係る実施計画書（通所系）

氏名：	○○ ○○	誕生月日	X年 2月 29日	サービス開始日 作成日	■初回 □変更	性別	男・女
計画作成者	リハビリテーション（ PT ○ ○ ）	栄養管理（ ○ ○ ）	口腔管理（ ○ ○ ）				
要介護度	□要支援（□ 1 □ 2）	□介護（□ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5）					
日常生活自立度	障害高齢者： A2	認知症高齢者： /					
本人の希望	落ちた筋力を取り戻して、俳句サークルにまたがいたい。 おいしく食べられるようになりたい。						
共通	身長：（ 155 ）cm 体重：（ 45.0 ）kg BMI：（ 18.7 ）kg/m ² 栄養補給法：経口のみ ローテン口 口腔漏え型 食事の形態：（ 普通 ） どろみ：なし 口薄い 口中間 口濃い	リハビリテーションが必要となった原因疾患：（ 腹膜塞後遺症 ） 発症日・受傷日：（ 10 ）年前（ 月 ） 合併症： 腹膜炎 気管挿入術 気管切開術 気管切開後 気管挿入後 ■ 骨粗しょう症 ■ 関節リウマチ 脳血管疾患 口骨折 口調節性肺炎 口うつ血性心不全 口尿路感染症 口糖尿病 口高血圧症 ■ 骨粗しょう症 口関節リウマチ がん うつ病 口認知症 口癡瘍 口運動器疾患 口呼吸器疾患 口消化器疾患 口腎疾患 口内分泌疾患 口皮膚疾患 (※上記以外の) 口神経疾患 口運動器疾患 口呼吸器疾患 口消化器疾患 口腎疾患 口内分泌疾患 口皮膚疾患 精神疾患 口その他の 精神疾患	症状： 口嘔気・嘔吐 口下痢 ■ 便秘 口浮腫 口脱水 口発熱 口発熱 口閉じこもり 現在の歯科受診について：かかりつけ歯科医 ■ あり □ なし 直近1年間の歯科受診： ■ あり (最終受診年月：X年1月) □ なし 義歯の使用： ■ あり (■ 部分・口全部) □ なし	その他： キーパーソン・主介護者：娘 (共通) 以前していた外出・趣味(俳句サークル)の活動ができなくなつた。余々に筋力が低下している。肉・魚を食べない。 (リハビリテーション・栄養・口腔) ・フレイルによる下肢筋力低下 ・体重減少 ・義歯の汚れが激しい、義歯を食事の途中で外してしまって、固形物が食べにくく。 ・活動量が減少し、日によって朝食や昼食を欠食することがあるなど、食事用具や時間が足りない (上記に加えた課題) ・食事中に安定した正しい姿勢が自分で取れない 口食事に集中することがあるなど、食事用具や時間が足りない ・食事中の食べ物を口内にため込む 口食べ物を口内にため込む ■ 食後、喉の内側や口腔内に残渣がある ■ 食事中、食後に咳をすることがある ■ 食事中の感覚があることがある	課題 (リハビリテーション・栄養・口腔) 短期目標： 方針 ・屋外での歩行が見守りで可能となり、介助者と外出できる ・毎日3食食事をとり、体重を3kg増やす(3ヶ月間) ・義歯調整について歯科医師に相談。正しく義歯の清掃方法を取得。 目標 (上記に加えた方針・目標) ・歯科疾患(口重面化防止) 口改善 ■ 食事・食事構造を安定させ、フレイルの進行を予防する。 (リハビリテーション・栄養・口腔) 长期目標： ・屋外での歩行が自立、活動量の保持(4000歩/日) ・体重を5kg増やす(6ヶ月間) ・口腔内固形物の燃焼率向上のため、会話の回数を増やす。 実施上の注意事項 ・体調の悪い時は主治医と相談し、適宜指示を要しながら実施する。 生活指導 ・座位時間は今より30分/日のばし、毎日他者と60分は会話をする。 見通し ・定期的にモニタリング等を実施しつつ、6ヶ月間を目途に介入を行い、以降は状態を確認しながら検討する。 統総理由		

評価日：X年 7月 11日	評価日：X年 7月 19日	評価日：X年 7月 13日	評価日：X年 7月 19日
【心身機能・構造】	低半身リスク □ 低 ■ 高	□ 中 ■ 高	【認知症の発症年月】 □あり(直近の発症年月： 年 月)
■筋力低下 □ 痛痺 □ 感覚機能障害 ■脚筋可動域制限 □ 摂食嚥下障害 □ 失語症・構音障害 □ 耳鼻咽喉科 □ 記憶障害 □ 高次脳機能障害 ■記録簿 □ BDS-D	■生活機能低下 3kg以上の体重減少 (-5kg/6ヶ月)	■なし ■有	■なし
【口腔生状態の問題】	□ 口臭 □ 嘔吐の汚れ ■ 義歯の汚れ □ 口舌苔	【口腔機能の状態の問題】 □ 奥歯の込み合せがない □ 食べこぼし ■むせ ■ 口腔乾燥 ■ 舌の動きが悪い ■ぶくぶくうがいが困難※1	【歯科受診の必要性】 ※1 呼吸・唾液を漱かいでいる間に現り確認する。
【食生活状況】	【歩行評価】 ■ 6分間歩行 ■ TUG test (例、6 分間歩行(32m, TUG 10.3秒) 認知機能評価 □ MMSE ■ HDS-R (HDS-R 24点)	【食事用具】 ■ 1歩1歩、運営を漱かいでいる間に現り確認する。	【歩行評価】 ■ 1歩1歩、運営を漱かいでいる間に現り確認する。
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の保持 □ 立ち上がり ■ 立位の保持 ADL : BI (80) 点 □ 食事 □ 移乗 □ 整容 □ トイレ動作 □ 入浴 ■ 歩行 ■ 階段昇降 □ 更衣 □ 排便コントロール □ 排尿コントロール IADL : FAI (16) 点	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性	【歩行評価】 ■ うれ、修復物脱離等) 、義歯(義歯不適合等)、褥瘡病、口腔沾膜(溝築等)の疾患の可能性 ■音声・言語機能に関する疾患の可能性
【評価寺】 ■評価寺あるものにチェック の状態	■歩返り □ 起き上がり □ 座位の		

興味・関心チェックシート

別紙様式2-1